

誓約書兼同意書

私は、高野町個人向け太陽光発電設備・蓄電池等導入支援事業補助金の申請に当たり、下記の事項について誓約及び同意します。

なお、下記内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

- 1 高野町における暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者に該当しません。また、高野町が必要に応じて和歌山県警察本部に照会することに同意します。
- 2 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることなくなるまでの者に該当しません。
- 3 同種の補助対象設備に対し、過去に和歌山県太陽光発電設備・蓄電池等導入支援事業補助金又は高野町個人向け太陽光発電設備・蓄電池等導入支援事業補助金の交付を受けたことがありません。
- 4 法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行いません。
- 5 法定耐用年数を経過するまでの間、太陽光発電設備に係る発電量、自家消費量及び売電量の実績について記録し、市長から報告の求めがあった場合には、自家消費量に関する報告書（様式第 8 号）により報告します。
- 6 補助対象設備の使用状況等に関する調査その他市長が必要と認める事項に協力します。
- 7 補助対象設備について、他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て導入するものではありません。
- 8 太陽光発電設備（自家消費型）について、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度の認定又は F I P（F e e d i n P r e m i u m）制度の認定を取得しません。
- 9 太陽光発電設備（自家消費型）について、電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行いません。
- 1 0 太陽光発電設備（自家消費型）について、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施します。
- 1 1 太陽光発電設備（自家消費型）について、発電した電力量の 3 0 % 以上を自ら消費します。
- 1 2 上記のほか、高野町個人向け太陽光発電設備・蓄電池等導入支援事業補助金交付要綱の規定を遵守します。

年 月 日

（宛先）高野町長

申請者 住所

氏名

（申請者本人が自署してください。）